

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 高速実験炉原子炉施設の試験研究用等原子炉設置変更許可申請書 に関する審査の結果の案の取りまとめ

令和5年5月24日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 試験研究用等原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・ 原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集の実施の了承について諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

平成29年3月30日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第26条第1項の規定に基づき大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）が提出された。また、平成30年10月26日、令和3年12月2日、令和5年2月22日及び4月19日に、同機構から同申請書の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 文部科学大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項第3号の規定に基づき、別紙3のとおり文部科学大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 意見募集の実施

試験研究用等原子炉施設の新規制基準適合性審査に係る審査書案に対する意見募集については、「試験研究炉のうち最も出力が高いナトリウム冷却炉」

について実施することが了承^{※1}されている。(参考2)

そのため、別紙1添付の審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行うことを了承いただきたい(令和5年5月25日(木)から令和5年6月23日(金)までの30日間)。

6. 今後の予定

審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果並びに原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第26条第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について、改めて原子力規制委員会に諮る。

※1 平成28年2月17日 第56回原子力規制委員会資料3別紙2

<資料一覧>

【別紙 1】（審査の結果の案の取りまとめ）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）」

【添 付】^{※2}

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 4 条第 1 項第 2 号（技術的能力に係るもの）及び第 3 号関連）（案）」

【別紙 2】（原子力委員会への意見聴取）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）」

（別紙）（原子炉等規制法第 2 4 条第 1 項第 1 号：平和利用部分のみ）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」

【別紙 3】（文部科学大臣への意見聴取）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）」

（別紙）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」

参考資料

参考 1 参照条文

参考 2 平成 28 年 2 月 17 日 第 56 回原子力規制委員会 資料 3 「試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について」別紙 2 「試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について」

^{※2} 本添付は、別紙 1 の添付であるが、資料の説明性の観点から別紙 3 の後ろに付けている。